

住民基本台帳月報

【実施機関】

千葉県総務部市町村課 - (総務省)

【調査時期】

毎月

【調査概要】

(目的)

各市町村の毎月末日現在の住民基本台帳人口及び世帯数等を明らかにし、各種施策の基礎資料を得ることを目的としています。

(主な内容)

各市町村の毎月末の住民基本台帳人口。

住民基本台帳人口は、住民基本台帳に記載されている者の数であり、住民基本台帳には、日本の国籍を有しない者および戸籍法の適用を受けない者は含まれません。

(調査対象)

市町村

(調査方法)

郵送によります。

(公表時期)

当該月の翌月

(公表方法)

ホームページに掲載